

（記載上の注意）

- 1 店舗の名称中に「薬局」の字句を用いることはできない。
- 2 店舗の構造設備の概要欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 3 医薬品の販売又は授与を行う体制の概要欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 4 相談時及び緊急時の連絡先欄には、原則として電話番号を記載し、必要に応じてメールアドレス等も記載すること。
- 5 申請者の欠格条項の(1)欄から(7)欄までには、申請者が個人の場合で当該事実がないときは「なし」と記載し、あるときは(1)及び(2)欄にあつてはその理由及び年月日を、(3)欄にあつてはその罪、刑、刑の確定年月日及びその執行を終り、又は執行を受けることがなくなった場合はその年月日を、(4)欄にあつてはその違反の事実及び違反した年月日を記載すること。また、(6)欄に該当するおそれがある者については、同欄に「別紙のとおり」と記載し、当該申請者に係る精神の機能の障害に関する医師の診断書を添付すること。
申請者が法人の場合は、法人及びその薬事に関する業務に責任を有する役員全員について当該事実がないときはそれぞれの欄に「全員なし」と記載し、ある場合はその者についてのみ氏名と事実を前述にならって記載し「他の者はなし」と付記すること。
- 6 年月日は、和暦で記載すること。

（添付書類）

- 1 店舗の平面図
一般用医薬品の販売を行う場合は、情報提供（及び指導）を行う場所及び要指導医薬品、第1類医薬品又は指定第2類医薬品の陳列場所を明記すること。また、大規模店の売場の一部を店舗とする場合、店舗の範囲を図面上で明確にすること。
- 2 申請者が法人であるときは、登記事項証明書
- 3 申請者（法人であるときは、薬事に関する業務に責任を有する役員）が精神の機能の障害により業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合は、当該申請者に係る精神の機能の障害に関する医師の診断書〔様式5〕
- 4 店舗管理者の氏名、住所、週当たりの勤務時間数並びに薬剤師名簿の登録番号及び登録年月日又は販売従事登録番号及び販売従事登録年月日を記載した書類
- 5 店舗管理者が登録販売者の場合は、実務経験証明書又は業務経験証明書並びに勤務簿の写し又はこれに準ずる書類（勤務状況報告書等）
〔様式21-2～4〕
- 6 店舗管理者雇用（勤務）証明書〔様式21〕
- 7 勤務薬剤師を置く場合には、勤務薬剤師の氏名、住所、週当たりの勤務時間数並びに薬剤師名簿の登録番号及び登録年月日を記載した書類
- 8 勤務薬剤師を置く場合は、勤務薬剤師雇用（勤務）証明書〔様式3〕
- 9 勤務登録販売者を置く場合には、登録販売者の氏名、住所、週当たりの勤務時間数並びに販売従事登録番号及び販売従事登録年月日を記載した書類

- 10 勤務登録販売者を置く場合は、勤務登録販売者雇用（勤務）証明書〔様式4〕
- 11 店舗管理者、勤務薬剤師及び勤務登録販売者の薬剤師免許証原本又は販売従事登録証原本申請受付時に、薬剤師免許証原本又は販売従事登録証原本と、申請書の「店舗管理者」「その他の薬剤師又は登録販売者」欄を照合し、その場で薬剤師免許証又は販売従事登録証を返却する。新規薬剤師免許取得者で免許証がまだ届いていない場合は、免許証原本に代えて「登録済証明書」で照合する。
- 12 店舗管理者並びに勤務する薬剤師及び登録販売者の1週間の勤務時間を明らかにする書類（様式任意）
- 13 その店舗において医薬品の販売業その他の業務を併せ行う場合は、その業務を記載した書類
- 14 その店舗において販売・授与する医薬品の要指導医薬品、第1類医薬品、指定第2類医薬品、第2類医薬品及び第3類医薬品の区分を記載した書類
- 15 その店舗において特定販売を行う場合にあっては、以下ア～カの内容が記載された書類
 - ア 特定販売を行う際に使用する通信手段
 - イ 特定販売を行う医薬品の区分
 - ウ 特定販売を行う時間及び営業時間のうち特定販売のみを行う時間がある場合はその時間
 - エ 特定販売を行うことについての広告に店舗の名称と異なる名称を表示するときは、その名称
 - オ 特定販売を行うことについてインターネットを利用して広告をするときは、主たるホームページアドレス及び主たるホームページの構成の概要
 - カ 営業時間のうち特定販売のみを行う時間がある場合は、新潟県知事が特定販売の実施方法に関する適切な監督を行うために必要な設備の概要
- 16 添付書類の省略について

必要な書類と同一の書類が、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の規定による許可の申請又はこれに係る届出の際に新潟県（新潟市を除く）に提出されている場合は、添付を省略することができる。（5は過去5年間の内、2年以上の従事期間が確認できる場合に限る。）

省略できるのは、省略する書類の名称と、提出先の許可等の種類と許可等番号及び許可（認定・届出）年月日を備考欄に付記したときに限る。

なお、提出先の許可等が既に廃止されている場合は添付書類の省略はできないものである。